

3 令和8年度以降の手数料について（事務局案を含む）

（1）可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）について（事務局案）

有料化制度を導入して以降、ごみの排出量は減少傾向が続いており、今後も減少していくことが見込まれます。一方で、近年の人件費を始めとした各種費用の高騰により、ごみ処理に要する経費が大幅に増額となっています。

そのため、指定ごみ袋の価格の基準となる「ごみ処理費用の単価」を従来通りの考え方に当てはめて算出した場合、ごみ袋代金が現行額を大幅に上回る事となるため、その上昇分についてのごみ袋の価格の改定について検討を行う必要が生じています。しかしながら、現在の物価高騰が住民の生活において非常に大きな負担となっている中で、指定ごみ袋の価格を上げることの社会的な影響を考慮して、現行料金を据え置きたいと考えます。

（2）大型ごみ処理手数料（事務局案）

大型ごみ処理手数料は、「品目ごとに3,000円以内で規則に定める額」としており、品目ごとに処理手数料（運搬費用+処分費用）を定めています。令和5年度には、「重量の整合性」や「規定」、「品目ごとの分別解体作業の有無」及び「その解体作業時間」等について見直しを行い、そのうち、改定が必要な品目につきましては、料金改定を行いました。

現在、改定後の利用料金の元で適切に大型ごみの処理が行われていると考えられることから、現行料金を据え置きたいと考えます。

(3) 特定家庭用機器廃棄物処理手数料について(事務局案)

特定家庭用機器廃棄物処理手数料については、特定家庭用機器再商品化法の施行に係る特定家庭用機器廃棄物（冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、エアコン）を本市が収集運搬する場合の収集運搬手数料です。（別途、メーカーリサイクルによる再商品化料金〔リサイクル料金〕が必要です。）

収集運搬手数料の考え方は、平成１２年度の鳥取市清掃審議会で「３，０００円以内とし、品目ごとに額を定めることが適当である。」の答申を受けた後、今日まで下記の通りとなっています。

これについては、大型ごみ処理手数料との均衡、本市手数料以外に別途再商品化料金〔リサイクル料金〕の負担が発生することなどを考慮し、現行料金を据え置きたいと考えます。

品 目	収集運搬料金（円）	
冷蔵庫、冷凍庫	３，０００円	
洗濯機、衣類乾燥機	２，５００円	
ブラウン管式テレビ	１５型以下	１，５００円
プラズマ・液晶テレビ	１６型以上	２，５００円
エアコン	３，０００円	